

P5コーナー

(株)P5では、経営計画策定、保険・不動産等の資産運用、相続対策業務、パソコンの購入及び指導、貴社のホームページの作成・ドメインの取得、計算書類の公告のお手伝いをしております。

食事の非課税枠の拡大

令和8年度の予算案や関連法案は、2月の総選挙の影響により年度内の成立が間に合わず、補正予算等に対応する異例のスタートとなりました。法律の成立は4月にずれ込みましたが、多くの税法には「令和8年4月1日以後適用」という附則があるため、成立後に遡って精算する形になります。

今回の改正案の中で、実務に関わる身近なトピックとして「**食事の支給に関する非課税枠の拡大**」があります。会社が従業員に提供する食事の補助について、所得税の非課税限度額が月額**3,500円から7,500円へ**、また深夜勤務の夜食代補助も1回**300円から650円へ**と、いずれも2倍以上に引き上げられます。

ここで興味深いのは、この改正が法律そのものではなく「**通達（取り扱い）**」（[所基通36-38の2・個別通達](#)）の変更で行われる点です。

本来、[所得税法第36条](#)では「経済的利益（現物給付）」は課税対象とされています。一方、非課税の規定（[同法9条](#)）において、職務の性質上必要な経済的利益は政令（[同施行令21条](#)）で非課税になるとしてはありますが、食事代についてはそこに明記がないため、通達によって運用されてきました。

通勤手当が政令（[所令20の2](#)）で明確に規定されているのと比べると、少し特殊な位置づけと言えます。なお、この非課税枠を1円でも超えると、超えた分だけでなく支給額の全額が課税対象となってしまいます。

地域による物価差や賃金水準の違いを考慮すると、こうした数値基準こそ、本来は法律でより明確に規定されるべき性質のものです。

事務所・P5より・・・

編集後記 桜の季節。過ごしやすい日々もあと僅かかも知れません。2026年夏の気温は、太平洋高気圧の張り出しが強まる影響で、全国的に平年より高く、**4年連続の猛暑**となる見込みだそうです。こんな予想は当たらないと良いのですが。

編集発行 株式会社プランニングファイブ(P5)

P5 NEWS

SHONAN TAX OFFICE NO. 438

令和8年4月1日

Zero Waste

令和8年新年度のスタートです。

さて、少し細かな話になりますが、皆様は「**年**」と「**年度**」の使い分けを意識されたことはありますか？

通常**年**は1月から12月までの暦年を指しますが、**年度**は主に4月1日から翌年3月31日までの**1期間**を指し、予算や行政、学校などの活動を整理するために使われます。国の予算や地方自治体が採用している**会計年度**がその基本です。

我々に関わりの深い税制改正も〇〇**年度改正**と呼ばれますが、実は根拠となる法律には〇〇**年法律〇号**と、暦年の番号が付されています。ちなみに、海外に目を向けると、米国政府の年度は10月から、フランスやドイツは暦年通り1月からと、国によって様々です。

新年度の話からは少し逸れるかもしれませんが、大切な節目として「**Zero Waste**（ゼロ・ウエスト）」の話題をご紹介します。

国連は、**先月3月30日**を**ごみゼロ国際デー（International Day of Zero Waste）**と決めました。2023年から始まったこの取り組みは、深刻化するゴミ問題を解決し、地球環境を守るための国際的な活動です。

3月末の**中国 CCTV**の報道では、国連が選定する**世界のゼロ・ウェイ**

ト都市トップ20に、中国から**杭州市・三亜市・蘇州市**の3都市が選ばれたことが大きなトピックとなっていました。

そこで紹介されていたのが**スマート・リサイクルキャビネット**です。**AI**や**IoT**を駆使したこの設備は、住民がアプリや顔認証、QRコードで解錠し、資源ゴミを投入すると、自動計量されてその場で「リサイクルポイント」や「現金」がスマホ決済口座に振り込まれるという仕組みです。

キャビネット内のセンサーが充填率を常に監視し、満杯になると回収車に自動通知されるため、効率的な回収が可能です。大きさは自動販売機程度で、実用性にはまだ未知数な部分もありますが、技術の進化を感じさせる非常に面白い取り組みです。

ちなみに2026年3月末に**横浜市**が国連から「**廃棄物削減の世界先進20都市**」に日本で唯一選出されました。世界的な環境意識の高まりは、今後私たちのビジネスやライフスタイルにも、より大きな影響を与えていくことになりそうです。

HPリンク⇒pdfで作成しています。下線部分は元資料にリンクできます。



2026年4月の税務・総務予定

(税務)

* 所得税の振替納税の振替日

4月23日(木)

* 個人消費税の振替納税の振替日

4月30日(木)

* 軽自動車税の納付

4月1日の所有者に課税

通常5月末日

* 固定資産税・都市計画税の第1期分の納付

通常4月～6月中

(藤沢市、茅ヶ崎市・6月1日(月)、東京都・6月30日(火))

* 固定資産課税台帳の縦覧

4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間(地方税法416条)

(通常5月末、藤沢市は4月1日(水)から6月1日(月)まで)

(総務他)

* 新入社員の指導

* 令和8年度の協会けんぽ管掌の健康保険料率等は3月分(4月支払給与)から次のように改定

東京都の健保料率(40歳未満・65歳以上の人。以下同じ)は9.85%、神奈川県は9.92%

* 「子ども・子育て支援金」の導入
令和8年4月分(5月納付分)より、新たに0.23%の支援金が社会保険料に加算して徴収されます。給与計算の設定変更にご注意ください。

COVID-19・Influenza 関連のデータはホームページ([HP](#))に掲載しております。

【アメリカでSNSの「仕組み」を問う歴史的評決】

2026年3月、アメリカで SNS が子どもに与える影響を巡り、二つの歴史的な評決が出されました。

一つはカリフォルニア州での個人訴訟 (**K.G.M.対 Meta、YouTube** 等)、もう一つはニューメキシコ州が **Meta** を訴えた消費者保護法違反の訴訟です。これまでの「**ネットは自己責任**」という通説を覆す可能性があるとして、世界中が注目しています。

1 カリフォルニア訴訟とニューメキシコ訴訟

ロサンゼルス郡上級裁判所の陪審員団は、SNS 依存で精神的苦痛を受けた女性に対し、**Meta** と **Google** に損害賠償を命じる評決を下しました。

賠償金額・・・合計約600万ドル
(約9億円)
責任の割合・・・**Meta** が7割、**Google** が3割
原告・・・6歳からYouTube、9歳からインスタからSNSを使い始め、依存症やうつ病、自傷行為に苦しんだ現在20歳の女性

一方、ニューメキシコ州の訴訟では、**Meta** に対し3億7,500万ドル(約570億円)という巨額の制裁金が科されました。

金額の大きさもさることながら、個人訴訟で企業の責任が認められたことの社会的影響は計り知れません。

2 「中身」ではなく「仕組み」の欠陥が裁かれた

これまで SNS 企業は、米通信品位

法230条 (**47 U.S.C.§230**) により「利用者の投稿内容に責任を負わない」と守られてきました。しかし今回の裁判では、投稿の中身ではなく、**SNS** の機能そのものが裁かれました。裁判所は、以下の機能を「子どもを依存させるために意図的に設計された製品の欠陥」と認定したのです。

- ① 無限スクロール
終わりなく画面が続く仕組み
- ② 自動再生
次の動画が勝手に始まる機能
- ③ 通知
常にアプリを気にさせる仕組み

すなわち、「子どもが勝手に見た」のではなく、「企業がやめられないように作った」ことに過失がある、と判断されました。

特に **Meta** については、自社調査で「若者に有害」と知りながら隠蔽していた内部資料 (**Facebook Files**) が決定打となりました。

3 「評決」から「判決」への道のり

現時点では、一般市民から選ばれた陪審員による「評決 (**Verdict**)」の段階であり、裁判官による最終的な「判決 (**Judgment**)」ではありません。

今後、被告側は「**JNOV** (評決不服申立て)」を行い、陪審員の判断を覆すよう裁判官に訴えるでしょう。そこで退けられれば控訴 (**Appeal**) へと進むため、実際に賠償金が支払われるまでには数年を要する見込みです。

しかし、市民の代表である陪審員が「**SNSの設計に欠陥がある**」と断じたことは、社会の価値観の変化を象徴して

います。この結果は、現在係争中の2,300件以上の同種訴訟や、今後の和解交渉に極めて大きな影響を与えることになるでしょう。

今回の **SNS** を巡る評決は、単なる遠い国のニュースではありません。私たちのビジネスや生活に浸透している便利な道具が、実は「依存」を前提に設計されている可能性を示唆しています。

便利な道具である反面、仕組みに振り回されない「使いこなす力」が、大人にも子どもにも求められる時代です。情報に溺れることなく、その裏側にある意図を見極める眼を養いたいものです。

新年度が始まり、皆様の身の回りでも環境の変化が多い時期かと存じます。当事務所も、税務や会計のデジタル化を推進しつつ、その根底にある「人と人との信頼」を何より大切にしています。

税務以外でも、AIを含め何かお困りごとがございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。

SHONAN TAX OFFICE

(<https://www.shonantax.jp/>)